

地方独立行政法人長野市民病院業務実績評価方針

平成 29 年 2 月 23 日

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会決定

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定による地方独立行政法人長野市民病院（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価は、この方針の定めるところにより行う。

1 評価の基本方針

評価は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 評価を通じて、法人の業務運営状況を分かり易く市民に示す。
- (2) 法人の業務運営の改善及び向上に資する。
- (3) 特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価する。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直す。

2 評価の種類

(1) 各事業年度終了時に実施する「年度評価」

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するもの

(2) 中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するもの

なお、評価委員会は、市長が中期目標期間終了時に実施する法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に関して、当該評価と併せて意見を述べるものとする。

3 年度評価の方法

中期計画の実施状況について、当該年度計画に定めた事項ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体について行う「総合評価」の2つを併せて行うものとする。

なお、年度評価に係る「項目別評価」の項目は、別表第1に掲げる。

(1) 項目別評価の方法

項目別評価は、①法人による小項目及び中項目の自己評価、②評価委員会による中項目評価、③評価委員会による大項目評価の手順で行う。

① 法人による小項目及び中項目の自己評価

法人は、年度計画の小項目及び中項目の実施状況について、次の基準により自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

なお、業務実績報告書には、適宜、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫や今後の課題なども記載する。

	評価	判断基準
評価基準	5	計画を上回り、顕著な成果がある
	4	計画を予定どおり実施している
	3	計画を概ね予定どおり実施している
	2	計画を十分に実施していない
	1	計画を全く実施していない

② 評価委員会による中項目評価

評価委員会において、法人の自己評価を検証し、年度計画の中項目ごとの実施状況について、次の基準により評価を行う。

なお、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会がその旨を評価の判断理由等に示す。

また、必要に応じて、特筆すべき点や中期計画の達成に向けて遅れている点についてコメントを付す。

	評価	判断基準
評価基準	5	計画を上回り、顕著な成果がある
	4	計画を予定どおり実施している
	3	計画を概ね予定どおり実施している
	2	計画を十分に実施していない
	1	計画を全く実施していない

③ 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、中項目評価の結果を踏まえ、大項目ごとの実施状況について、次の基準により評価を行う。

	評価	判断基準（判断の目安）
評価基準	S	特筆すべき成果・・・・・・・・・・（評価委員会が特に認める場合）
	A	計画どおり・・・・・・・・・・（中項目評価平均が4.0以上）
	B	概ね計画どおり・・・・・・・・・・（中項目評価平均が3.0～3.9）
	C	計画を下回っている・・・・・・・・・・（中項目評価平均が2.9以下）
	D	業務の改善が必要・・・・・・・・・・（評価委員会が特に認める場合）

なお、一定の条件を満たすことを目的としているなど、内容の性質上、上記基準を用いた評価が難しい項目は、同基準によらない評価を行う。

この場合、評価は記述式で行うとともに、同基準によらない評価とした理由を示す。

（2）総合評価の方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な実施状況について、記述式による評価を行う。

なお、総合評価においては、法人として期待されている下記の視点を考慮し評価を行うこととする。

視点１：公立病院としての使命と責任を果たしているか。

視点２：患者の立場に立った医療に取り組むことができているか。

視点３：職員が積極的に病院運営に参画できているか。

視点４：収益性の確保と費用の削減に努めることで、経営基盤の安定化が図られているか。

4 中期目標期間評価の方法

中期目標の達成状況について、当該中期目標に定めた事項ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体について行う「総合評価」の２つを併せて行うものとする。

なお、中期目標期間評価に係る「項目別評価」の項目は、別表第２に掲げる。

(1) 項目別評価の方法

項目別評価は、①法人による小項目及び中項目の自己評価、②評価委員会による中項目評価、③評価委員会による大項目評価の手順で行う。

① 法人による小項目及び中項目の自己評価

法人は、中期目標の小項目及び中項目の達成状況について、次の基準により自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

なお、業務実績報告書には、適宜、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫や次期中期目標期間への課題なども記載する。

評価基準	評価	判断基準
	5	目標を上回り、顕著な成果があった
	4	目標を予定どおり達成した
	3	目標を概ね予定どおり達成した
	2	目標を十分に達成できなかった
	1	目標を全く達成できなかった

② 評価委員会による中項目評価

評価委員会において、法人の自己評価を検証し、中期目標の中項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。

なお、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会がその旨を評価の判断理由等に示す。

また、必要に応じて、特筆すべき点や改善すべき点についてコメントを付す。

評価基準	評価	判断基準
	5	目標を上回り、顕著な成果があった
	4	目標を予定どおり達成した
	3	目標を概ね予定どおり達成した
	2	目標を十分に達成できなかった
	1	目標を全く達成できなかった

③ 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、各事業年度の評価結果及び中項目評価の結果を踏まえ、大項目ごとの達成状況について、次の基準により評価を行う。

評価基準	評価	判断基準（判断の目安）
	S	特筆すべき成果・・・・・・・・・・（評価委員会が特に認める場合）
	A	目標どおり・・・・・・・・・・（中項目評価平均が4.0以上）
	B	概ね目標どおり・・・・・・・・・・（中項目評価平均が3.0～3.9）
	C	目標を下回った・・・・・・・・・・（中項目評価平均が2.9以下）
	D	業務の改善が必要・・・・・・・・・・（評価委員会が特に認める場合）

(2) 総合評価の方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、記述式による評価を行う。

なお、総合評価においては、法人として期待されている下記の視点を考慮し評価を行うこととする。

視点1：公立病院としての使命と責任を果たしたか。

視点2：患者の立場に立った医療に取り組むことができたか。

視点3：職員が積極的に病院運営に参画できたか。

視点4：収益性の確保と費用の削減に努めることで、経営基盤の安定化が図られたか。

5 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務実績を明らかにした業務実績報告書を評価委員会に提出する。

なお、法人において作成し提出する上記報告書の様式は、各事業年度及び中期目標期間終了の前までに、評価委員会が別途通知するものとする。

(2) 評価の実施と結果の取りまとめ

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査・分析し、総合的な評価を行う。

評価結果は、別途評価委員会が作成する評価結果報告書に取りまとめる。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、法人に評価結果報告書の案を示し、意見申立ての機会を付与する。

(4) 評価結果の通知、報告及び公表

評価委員会は、評価を決定した後、当該評価結果を法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。

6 評価結果の活用等

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織の在り方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。
- (3) 評価委員会が、次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

別表第 1

年度評価項目		合計と連番	
大項目		8	
中項目		11	
小項目			31
第 1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1		
1 市民病院が担うべき医療		1	
(1) 救急医療			1
(2) がん診療			2
(3) 高度で専門的な医療			3
(4) 高齢者等に配慮した医療			4
(5) その他の政策的医療			5
(6) 予防医療			6
(7) 災害時対応			7
2 患者サービスの向上		2	
(1) 患者中心の医療			8
(2) 快適性及び利便性の向上			9
(3) ボランティアの受入れ			10
(4) 情報提供の推進			11
3 医療に関する調査及び研究		3	
4 医療提供体制整備		4	
(1) 地域医療機関等との機能分担と連携強化			12
(2) 医療機器の計画的な更新・整備			13
(3) 病院運営に関する地域の意見の反映			14
(4) 医療職の人材確保及び育成			15
(5) 教育研修			16
(6) 職員研修			17
5 信頼性の確保		5	
(1) 医療安全対策			18
(2) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の徹底			19

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	2		
1 業務運営体制の確立		6	
(1) P D C Aサイクル（目標による管理と評価の仕組み）の確実な実践			20
(2) 企画力・実行力の強化			21
2 働きやすい職場環境づくり		7	
(1) 働きやすい職場環境の整備			22
(2) 職員満足度の向上			23
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	3		
1 経営基盤の確立		8	
(1) 自立した経営基盤の確立			24
2 収益の確保と費用の節減		9	
(1) 医療制度改革や診療報酬改定への迅速な対応			25
(2) 適正な人員配置			26
(3) 診療報酬請求漏れや査定減の防止			27
(4) 未収金の管理と回収			28
(5) 後発医薬品の採用促進をはじめとする費用節減			29
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置	4		
1 施設設備等に関する事項		10	
(1) 効率的な整備計画に基づく施設の増改築、設備等の更新及び維持管理			30
(2) 適切な医療機器の整備			31
第5 予算（人件費の見積り含む）、収支計画及び資金計画	5		
1 予算（各年度）		—	
2 収支計画（各年度）		—	
3 資金計画（各年度）		—	
第6 短期借入金の限度額	6		
1 限度額		—	
2 想定される短期借入金の発生理由		—	
第7 剰余金の使途	7		
第8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	8		
1 施設及び設備に関する計画（各年度）		11	

別表第2

中期目標期間評価項目		合計と連番	
大項目		4	
中項目		10	
小項目			23

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1		
1 市民病院が担うべき医療		1	
(1) 救急医療			1
(2) がん診療			2
(3) 高度で専門的な医療			3
(4) 高齢者等に配慮した医療			4
(5) その他の政策的医療			5
(6) 予防医療			6
(7) 災害時対応			7
2 患者サービスの向上		2	
(1) 患者中心の医療			8
(2) 快適性及び利便性の向上			9
(3) ボランティアの受入れ			10
(4) 情報提供の推進			11
3 医療に関する調査及び研究		3	
4 医療提供体制整備		4	
(1) 地域医療機関等との機能分担と連携強化			12
(2) 医療機器の計画的な更新・整備			13
(3) 病院運営に関する地域の意見の反映			14
(4) 医療職の人材確保及び育成			15
(5) 教育研修			16
(6) 職員研修			17
5 信頼性の確保		5	
(1) 医療安全対策			18
(2) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の徹底			19
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2		
1 業務運営体制の確立		6	
(1) PDCAサイクル（目標による管理と評価の仕組み）の確実な実践			20
(2) 企画力・実行力の強化			21
2 働きやすい職場環境づくり		7	
(1) 働きやすい職場環境の整備			22
(2) 職員満足度の向上			23
第4 財務内容の改善に関する事項	3		
1 経営基盤の確立		8	
2 収益の確保と費用の節減		9	
第5 その他業務運営に関する重要事項	4		
1 施設設備等に関する事項		10	